

# 低所得世帯支援給付金について

\*\*\* 受給には手続きが必要です \*\*\*

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり7万円の給付金を支給します。

## ●給付金の対象となる方

### ①非課税世帯

基準日（令和5年12月1日）時点で長瀬町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は対象外

### ②家計急変世帯

①のほか、予期せず令和5年1月から令和5年12月までの家計が急変し①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①②重複しての受給はできません。また、既に他自治体で7万円の給付を受けている方は受給できません。

## ●給付額 1世帯あたり7万円

## ●給付を受ける手続き

### ①非課税世帯

対象となる世帯には町から「低所得世帯支援給付金支給要件確認書」を送付します（2月上旬以降準備でき次第送付予定）。必要事項を記載し、同封の返信用封筒で返送してください。

**※返送がない場合は本給付金の受給ができません。**

※非課税世帯であっても、世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方や未申告の方がいる場合、給付金を受け取るには申請（②家計急変世帯と同様の手続き）が必要です。

### ②家計急変世帯

「低所得世帯支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」及び「簡易な収入（所得）見込額の申立書」に必要事項を記載の上、必要書類（収入が確認できる書類等）を添付して申請してください。

※必要書類はホームページ又は福祉介護課窓口に準備しております。

## ●申請期限 令和6年3月15日(金)まで

**問合せ** 福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線145

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

～ 申請期限が迫っております ～

食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うために特別給付金を支給します。

## 1. 支給対象者

### <ひとり親の世帯>

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③食費等物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方（家計急変者）

### <ひとり親世帯以外の世帯>

- ①令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」を長瀬町から受給した方
  - ②①に該当しない方で、対象児童（平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童（※1））の養育者（生計中心者）であり、食費等物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税相当の収入となった方（家計急変者）
- （※1）特別児童扶養手当対象の障がい児については平成15年4月2日から令和6年2月29日までに出生した児童

## 2. 支払い方法

支給対象者①：令和5年5月末に支給しています。口座をご確認ください。

支給対象者②又は③：申請書の提出が必要です。

## 3. 共通事項

・申請期限 **令和6年2月29日(木)**

・支給額 児童一人当たり5万円

・受付場所 役場健康こども課窓口

※申請書類は、町HPからダウンロードしていただくか、窓口でも配布しています。

**問合せ** 健康こども課 子育て支援担当 ☎66・3111 内線134、135